

## グランスクエア橋学園専用庭運営細則

### (総則)

第1条 グランスクエア橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、グランスクエア橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という。）第19条（附属規程）により、対象物件内の専用庭（以下「専用庭」という。）を運営するため本細則を定める。

### (専用使用権者)

第2条 専用庭の専用使用権者は、管理規約別表第5（バルコニー等の専用使用権）に掲げる通りとし、当該専用使用権者は、理由の如何を問わず専用庭を第三者に使用させ、又は専用庭を使用する権利を他の組合員、占有者又は第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

### (使用料)

第3条 専用庭使用料は別に定める通りとし、管理組合は受領した使用料を管理規約第34条(使用料)に基づき管理費に充当するものとする。

### (使用料の変更)

第4条 管理組合は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、管理規約第53条(議決事項)により団地総会の決議を得て専用庭使用料の額を変更することができる。

### (支払い方法)

第5条 専用庭の専用使用権者は、当月分の専用庭使用料を別に定める徴収日までに管理組合の定める方法により支払うものとする。なお、月の途中から使用を開始する場合の使用料の端数処理については、1円の位を四捨五入して10円単位とする。

### (管理上の立入り)

第6条 管理上の必要において管理組合から委託を受けた者が専用庭内に立入る場合は、専用庭の専用使用権者は正当な理由なくこれを拒否してはならない。

### (専用庭の管理)

第7条 専用庭の植栽及び芝生等への散水・雑草除去等、通常の管理は、当該専用使用権者が自らの責任と負担において行うものとする。

### (原状回復義務)

第8条 専用庭の専用使用権者の故意又は過失により専用庭の植栽及び芝生等を枯死させた場合には、当該専用使用権者は、自らの負担においてこれを修復しなければならない。

### (遵守事項)

第9条 専用庭の専用使用権者は、専用庭の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 専用庭に、サンルーム、物置、池その他これらに類する構造物を構築又は設置しないこと。なお、簡易物干しについては、著しく美観を損なわない限りその設置を認めるものとする。
- 二 専用庭の植栽及び芝生等を除去し、作物を栽培したり新たに植物を植える等、専用庭の原状を変更しないこと。
- 三 専用庭の植栽及び芝生等を破損・汚損せしめたときには、直ちに管理組合に連絡しその指示に従うこと。
- 四 専用庭の扉は緊急避難時以外には使用しないこと。
- 五 専用庭で煙草（電子煙草を含む。）は吸わないこと。（管理規約第19条の3（喫煙場所の制限））
- 六 その他管理組合において指示・告示する事項。

### (遵守義務)

第10条 専用庭の専用使用権者は、本細則の各条項を遵守しなければならない。

### (細則外事項及び改廃)

第11条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附則 (施行日)

第1条 本細則は、2017年2月27日から施行する。

[制定：2005年2月26日] [改定：2017年2月26日]